

富士見市要援護者見守り事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要援護者の安心した生活を支援するため、地域全体で見守っていく体制を整備し、要援護者の異変を早期に発見して必要な支援を迅速に行うことを目的とする富士見市要援護者見守り事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要援護者 市内に居住する一人暮らしの高齢者、障害者その他の日常生活において何らかの支援を必要とする者及び支援が必要となるおそれのある者をいう。
- (2) 協定事業者 市と要援護者の見守りに関する協定を締結した事業者をいう。

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

(事業者の要件)

第4条 協定事業者として登録することができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) この事業の趣旨に賛同し、かつ、協力的であること。
- (2) 日常において、市内の全域にわたって市民に対して営業活動を行っていること。
- (3) 営業活動を通じて要援護者に関する情報を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、協定事業者として登録することができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としている者又はその者と密接な関係を有すると認められる者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている者又はその者と密接な関係を有すると認められる者
- (3) 政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている者

又はその者と密接な関係を有すると認められる者

(4) 富士見市暴力団排除条例（平成25年条例第36号）第2条第1号に該当する者又はその者と密接な関係を有すると認められる者

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある者

(6) その他市長が適切でないと認める者

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 協定事業者による要援護者の安否確認

(2) 協定事業者が要援護者から支援の申出を受けた場合の市への連絡

(3) 協定事業者が要援護者の生命に関わる事案又は緊急を要する事案を発見した場合の市並びに市を管轄する警察署及び消防署への通報

(4) 協定事業者が要援護者の安否状況等が不明で、かつ、対処を要すると判断した場合の市への通報

(5) 前3号の要援護者の状況確認並びに当該要援護者に対する支援及び対処

(6) 要援護者を支援するために必要な連絡体制の整備及び支援機関との連携

2 前項の場合において、協定事業者が市等に連絡又は通報をするときは、あらかじめ要援護者から同意を得て行うものとする。ただし、法令に基づく場合、生命等の保護のために緊急を要する場合又は安否状況が不明である場合は、この限りでない。

3 市は、事案ごとに、発生状況、対処等の記録簿を作成し、これを保管するものとする。

（協定事業者の登録等）

第6条 この事業に協力しようとする事業者は、富士見市要援護者見守り事業協定事業者登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、書類、適性等を審査した上で、その承認の可否を決定し、富士見市要援護者見守り事業協定事業者登録承認・不承認決定通知書（様式第2号）により当該事業者に通知しなければならない。

（協定の締結）

第7条 前条第2項の規定により承認の決定を受けた事業者及び市長は、この事業の実施に当たり、要援護者の見守りに関する協定を締結するものとする。

2 協定の期間は、原則として協定を締結した日から当該年度の末日までとする。た

だし、この期間が満了する30日前までに双方から協定の解除の申出がないときは、更に1年間協定の期間を更新するものとし、その後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 協定事業者が事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合においては、富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の例により適切に取り扱わなければならない。前条第1項の協定を解除した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に締結している要援護者の見守りに関する協定は、第7条第1項の規定により締結している協定とみなす。

様式第1号（第6条関係）

富士見市要援護者見守り事業協定事業者登録申込書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申込者

所在地

事業者名

代表者氏名

㊟

富士見市要援護者見守り事業の協定事業者として登録したいので、富士見市要援護者見守り事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

| | | |
|-------|------------|--|
| 事業者情報 | 事業者名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 主な業務内容 | |
| 担当者情報 | 役職・氏名 | |
| | TEL | |
| | FAX | |
| | E-mail | |
| 備考 | | |

様式第2号（第6条関係）

富士見市要援護者見守り事業協定事業者登録承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申込みのありました富士見市要援護者見守り事業の協定事業者としての登録については、下記のとおり決定したので、富士見市要援護者見守り事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 協定について

(2) その他

2 不承認

(理由)